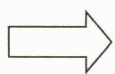


令和8年度 給食費について（お知らせ）

- ・令和8年度の学校給食費の納入日等は、ご入学後、文書にてお知らせいたします。
- ・アレルギーや長期欠席等の理由で給食を食べられない、または牛乳を飲めない場合、学校へ申請することにより、休止することができます。**休止申請をご希望される場合は、学校の担当者までご相談ください。**なお、**休止申請は年度ごとに申請が必要**です。

お支払方法について

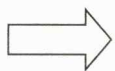
川口市立小学校から
進学されたかた



学校給食費は小学校在籍時と同じ口座から振替しますので、変更を希望しない限り、**特に手続きは必要ありません。**

※教材費等の口座から学校給食費の口座振替はされませんのでご注意ください（学校指定の口座とは異なります）。

上記以外のかた



以下のお手続きが必要です。

① **川口市学校給食申込書の提出。**

② **学校給食費口座振替依頼書を金融機関に提出し学校給食費振替口座を登録。**

※ 教材費等の口座とは別の用紙を使いお手続きが必要です。
登録する口座は同じ口座でも構いません。

- ・口座へのご入金、口座振替日の前日までに行ってください。
- ・残高不足等の理由で口座振替ができなかった場合、次回の口座振替日に繰り越し請求をします。
また、繰り越し請求を行う旨を記載した督促状を教育委員会から保護者様へ郵送します。
- ・就学援助または生活保護認定期間中の学校給食費は、全額補助となります。
年度途中に認定が決定したときは、認定日からの日割りで補助となるため、決定した翌月以降に計算をして口座振替を停止します。

口座振替スケジュールについて

- ・口座振替は、毎年5月～翌年2月の末日（末日が土日祝日の場合は翌営業日）に行います。
- ・4月は振替を行わず、5月末にまとめて2ヶ月分の振替を行います。
- ・年度内に未納がある場合は、3月末日（末日が土日祝日の場合は翌営業日）に未納分の口座振替を行います。

担 当：川口市教育委員会 学校保健課 給食第2係

電 話：048-258-1217（直通）

窓口時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後4時30分

電話受付：土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分